事務処理フロー図

（令和５年２月１４日現在）

事務名：　給水装置所有者・使用者等の変更

根拠法令　：北杜市水道事業給水条例、北杜市水道事業給水条例施行規程

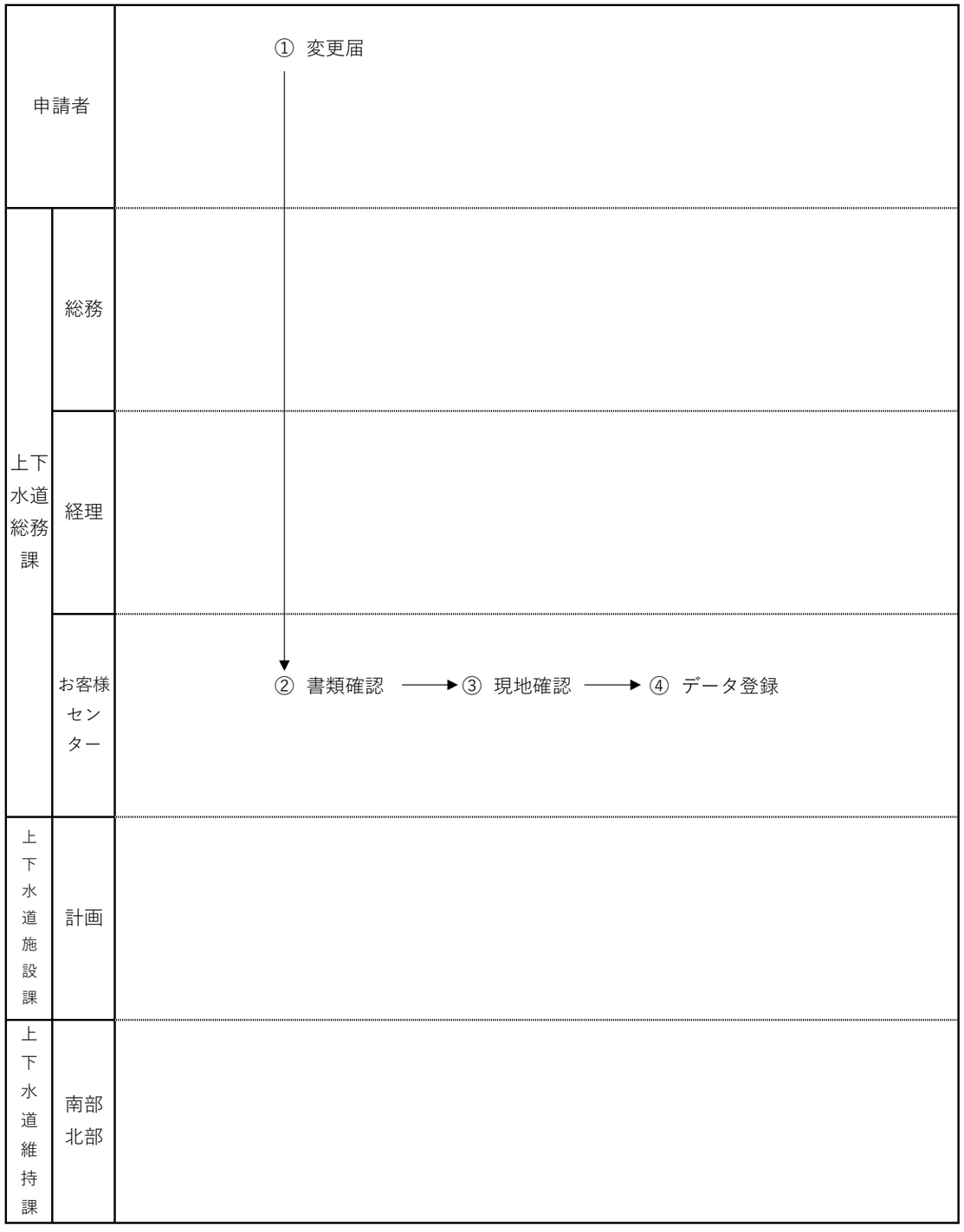

項番	項　目	説　　明
①	変更届	給水装置の所有者・使用者・住所の変更がある場合は、「給水装置所有者・使用者・住所変更届」を提出してください。
②	書類確認	提出された届出書類の内容について確認を行います。
③	現地確認	現地にてメーターの指針を確認します。
④	データ登録	端末機で処理を行い、変更後のお客様の情報をデータベースに登録します。